

○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（附則第四十三條關係）

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 五（略） 六 納税申告書 申告納税方式による国税に關し国税に關する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に關し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に關する法律の規定による国税の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。 イ・ロ（略） 八 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額でその年又はその事業年度若しくはその計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項まで（特定信託の計算期間）に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）以前において生じたもののうち、これらの法律の規定により翌年以後の年分若しくは翌事業年度以後の事業年度分若しくは翌計算期間以後の計算期	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 五（略） 六 納税申告書 申告納税方式による国税に關し国税に關する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に關し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に關する法律の規定による国税の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。 イ・ロ（略） 八 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額でその年又はその事業年度以前において生じたもののうち、これらの法律の規定により翌年以後の年分若しくは翌事業年度以後の事業年度分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分若しくは前事業年度以前の事業年度分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができ、るもの（以下「純損失等の金額」という。）

間分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分若しくは前事業年度以前の事業年度分若しくは前計算期間以前の計算期間分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの（以下「純損失等の金額」という。）	二、へ（略）	七、十（略）
（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）	第十五条（略）	2 納税義務は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十二号までにおいて、附帯税を除く。）については、当該各号に定める時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する。 一・二（略） 三 法人税 事業年度（法人税法第二十九条の三（定義）に規定する特定信託の所得に対する法人税については、計算期間）の終了の時 四、十四（略） 3（略）
（修正申告）	第十九条（略）	2・3（略）
（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）	第十五条（略）	2 納税義務は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十二号までにおいて、附帯税を除く。）については、当該各号に定める時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する。 一・二（略） 三 法人税 事業年度の終了の時 四、十四（略） 3（略）
（修正申告）	第十九条（略）	2・3（略）

4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添附すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添附しなければならない。

一・二 (略)

三 その申告に係る次に掲げる金額

イ・ロ (略)

ハ 所得税法第百四十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付)(同法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)又は法人税法第八十一条第六項(欠損金の繰戻しによる還付)(同法第八十二条の十五第三項(特定信託に係る欠損金に対する準用)及び第百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定により還付する金額(以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。)に係る第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額

四 (略)

(過少申告加算税)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添附すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添附しなければならない。

一・二 (略)

三 その申告に係る次に掲げる金額

イ・ロ (略)

ハ 所得税法第百四十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付)(同法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)又は法人税法第八十一条第六項(欠損金の繰戻しによる還付)(同法第百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定により還付する金額(以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。)に係る第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額

四 (略)

(過少申告加算税)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

一（略）

二 期限内申告税額 期限内申告書（次条第一項ただし書の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）の提出に基づき第三十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）

イ（略）

ロ 法人税法第二条第四十一号（定義）に規定する中間納付額、同条第四十二号に規定する清算中の予納額、同法第六十八条（所得税額の控除）（同法第四百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第六十九条（外国税額の控除）、第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）若しくは第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、同法第九十条（退職年金等積立金に係る中間申告による納付）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）又は同法第百条（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）の規定による控除をされるべき所得税の額

八・二（略）

るところによる。

一（略）

二 期限内申告税額 期限内申告書（次条第一項ただし書の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）の提出に基づき第三十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）

イ（略）

ロ 法人税法第二条第四十一号（定義）に規定する中間納付額、同条第四十二号に規定する清算中の予納額、同法第六十八条（所得税額の控除）（同法第四百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）若しくは第六十九条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、同法第九十条（退職年金等積立金に係る中間申告による納付）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）又は同法第百条（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）の規定による控除をされるべき所得税の額

八・二（略）

4・5
(略)

4・5
(略)